



速報

# はぼろ

発行責任：組織対策部

発行日：2010.10.18

発行号：11第1号

自治労羽幌町職員組合

## 第51回定期大会開催のお知らせ

次のとおり定期大会を開催いたしますので、ご出席下さいますようお願いいたします。  
やむを得ず欠席される組合員については、必ず『委任状』を提出して下さい。(委任状は組合に用意してあります。)

とき 11月5日(金) 午後6時から

ところ 役場 大会議室(4階) 当日はお弁当が出ます



各分会長へお願いします！

定期大会の出欠確認を大会前日の午前中までに組合書記までご連絡下さい。



新分会役員の選出をお願いします！

選出する役員は、分会長、副分会長(執行委員を兼ねる)、書記の3役です。

報告期限は、11月18日(木)です。※期限厳守をお願いします。

人生予報、晴れたり曇ったり

雨の日だってあるのが人生、仲間同士の助け合いで備えましょ。

入院は日帰りからお支払い、ケガのときは通院だけでも保障  
5大成人病の入院も手厚くカバー

◆お問い合わせ・お申し込みは組合へ  
自治労共済の団体生命共済

全国自治労労働者共済生活協同組合  
<http://www.jichiro-kyosai.jp/>

# と 知 志

職 群



## 2010 秋 期 闘 争 に向 け て !

(賃金確定闘争, 現業公企闘争)

～ 10月25日要求書提出(回答11月1日)に向け協議始まる ～

今年も、秋期闘争(秋闘)が始まりました。秋闘は、人事院勧告(以下、人勧)を受けた各自治体の次年度予算策定時期にあわせて、私たちの要求を反映させるために行われおり、全ての職員の要求をする「賃金確定闘争」と、現業職員特有の課題を要求する「現業公企闘争」の2種類があります。今年の人勧(8/10)における主な争点は次のとおりです。

### 月例給、一時金について

#### 月例給与の引き下げ改定、平均改定率△0.19% (平均 757 円)

40歳台以上の俸給表の平均0.1%の減額改定(若年層は据え置き)。更に、当該年度に56歳以上で俸給表6級以上に相当する職員については、俸給月額等に一定率(1.5%)を乗じて得た額を減額する。

#### 期末・勤勉手当の引下げ(4.15→3.95月の△0.2月)

#### 闘争のポイント

年間給与の調整方法は、俸給月額の引下げ改定があった者に限って「制度調整方式」(注・1)によって計算することになっています。つまり今年度は若年層の調整はありません。

しかしながら、この方式による調整も不利益不遡及の原則(注・2)に反することには違いないことや、56歳以上に対する減額措置は、公務委員の給与が職務の責任に応じて決められるという「職務給の原則」に反するだけでなく、過去に導入した地域給与制度(2005年)において能力実績主義等を理由に大幅な給与改定(約5%引下、俸給表の細分化)してきましたが、その「能力実績主義」にも大きく矛盾しています。

**注1・制度調整方式:**減額調整方式(再計算方式とも呼ぶ)が不利益不遡及の原則に反することが問題となった翌年(03年)からとられている方式で『4月時点での官民比較対象給与の合計に調整率と給与改定までの月数をかけて、さらに既支給の6月期末勤勉手当の総額に調整率をかけたものとの合計額を12月一時金より減額して年間の支給額を調整する方法』で、この方法は“遡及”ではなくあくまで“調整”であるとし、不利益不遡及の意味合いを薄めた調整方式として新たに考え出されたもの。とは言っても実質的な不利益不遡及であることは何ら変わりありません。(単なる言葉遊びみたいなものですね。)

年間給与の調整=12月期末・勤勉手当の総額-(09年4月の官民比較対象給与の合計額×調整率(0.28%)×給与改定までの月数+6月期末・勤勉手当の支給総額×調整率(0.28%)) ※今年の調整率は0.28%

**注2・不利益不遡及の原則:**一旦、基本の権利を付与しておきながら、権利取得後に任用の期間が個人の都合で短くなったとしても、その権利を奪うことはできないという事後法的な考え方。これは法曹界での常識であり、根拠は日本国憲法第31条の適正手続き補助となる。

### そ の 他

①超過勤務時間の月60時間超計算における法定休日(日曜日等)の算入。

②給与構造改革の経過措置として実施してきた昇級号俸の1号抑制の回復(40歳まで、2011年4月から)

#### 闘争のポイント

①については国の改正に遅延することなく措置することを求めなければなりません。②については全ての職員の回復を求めなければなりません。

### 継続要求及び独自要求等

①臨時・嘱託職員の処遇改善について ほか

#### 闘争のポイント

‘08年の人勧で報告された『臨時・非常勤職員も高校卒業初任級程度にすること』を根拠に、今年も北海道の最低賃金が上昇したこと(678→691円の13円UP!)から、長期間据置となっている賃金の改善を求めなければなりません。

#### 今後の闘争日程

10月25日(月)要求書提出 ⇒ 11月1日(月)回答日 ⇒ 11月2日(火)～18日(木)重点交渉期間 ⇒ 11月18日(木)北海道本部統一行動日



みんなの団結で、今年の秋闘とたたかいぬこう!